

東京都板橋区青少年問題協議会に係る区民参加推進要領

1 目的

この要領は、「東京都板橋区区民参加推進規程」（平成 15 年東京都板橋区訓令第 31 号。以下「訓令」という。）に基づき、東京都板橋区青少年問題協議会（以下「協議会」という。）に係る区民の参加についての事項を定めることにより、区民との協働による青少年行政の発展に資することを目的とする。

2 区民参加を求める方法

協議会は、会議の公開と公募委員を登用することにより区民参加を推進する。

3 会議の公開

協議会の会議の公開は、「東京都板橋区青少年問題協議会要綱」（以下「要綱」という。）の第 8 条により、会議の傍聴、会議の記録及び会議資料の閲覧機会の提供を行う。

これに係る手続き等は、「附属機関等の会議の公開に関する基準」（板企政第 66 号）（以下「基準」という。）に基づくものとする。

（1）会議の傍聴

① 会議開催の周知及び傍聴希望者の決定

地域教育力推進課長は、「基準」第 6 条に基づき、会議開催につき区民に周知し、傍聴希望者の申込を受け付け、傍聴者を決定する。ただし、定員は 5 名とし、受付先着順とする。

なお、当日空席がある場合、又は会場の規模等に応じて、「基準」第 6 条（2）により、申込を受け付ける。

② 傍聴券の交付

会議を傍聴しようとする者は、会議当日に傍聴券の交付を受け、必要事項を記入し、係員に提示し、所定の席に着席する。傍聴券は、会議終了後、傍聴者退出の際返却する。

なお、傍聴券の裏面に傍聴者の義務につき明記し、傍聴者に注意を促すものとする。

③ 会議資料の配付

地域教育力推進課長は、会議資料の持ち帰りを必要と認めた場合は、「基準」第 7 条により、個人情報に配慮して、会議資料の全部又は一部を配付する。ただし、作成、送付に要する費用は傍聴者の負担とする。

（2）会議録の作成及び公表

① 地域教育力推進課長は、「基準」第 8 条に基づき、会議終了後速やかに会議録を作成する。

- ② 地域教育力推進課長は、作成した会議録を会議資料と併せて、「板橋区情報公開の推進に関する事務処理手順」に則り公表する。
- ③ 地域教育力推進課長は、「板橋区公式ホームページ運営要綱」（平成13年7月9日区長決定）並びに「板橋区公式ホームページ運営基準」（平成13年7月9日総務部長決定）に基づき、区ホームページにおいても会議録の公表に努める。

4 公募委員の登用

協議会は、「付属機関等の設置及び運営に関する要綱」第4条及び「要綱」第2条第1項第2号の規定により公募委員を含めて組織する。

地域教育力推進課長は、委員の公募にあたっては、広報などの媒体を利用して、広く区民に周知し、人材の確保に努めるものとする。

なお、公募方法、選考方法等については、下記に定めることのほか、具体的な事項は別途定めるものとする。

(1) 公募委員の資格

協議会の公募委員は、「訓令」第2条第1号に規定された「区民」とする。ただし、法人その他の団体については、そこに所属する個人とする。

公募委員となる者は、学習活動を行っている、あるいは青少年問題分野に関心の高い者で、協議会の会議に出席できる者とする。

(2) 公募方法

会議の名称、検討事項、応募資格、応募方法を明示し、広報いたばし、区ホームページ及び必要により関係団体等を通じて募集を行う。

(3) 選考方法

① 論文（作文）等による選考

協議会での審議内容に則した論文（作文）等の提出を求め、審査する。

② 選考委員会による選考

教育長を選考委員長とし、地域教育力担当部長及び教育委員会事務局関係課長により構成する。

付 則

- 1 この要領は、平成17年9月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成28年4月1日から施行する。